

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月 1 日

【会社名】 株式会社両毛システムズ

【英訳名】 RYOMO SYSTEMS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 澤 直 来

【本店の所在の場所】 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

【電話番号】 0277 ( 53 ) 3131 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 経理部長 清 水 一 義

【最寄りの連絡場所】 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

【電話番号】 0277 ( 53 ) 3131 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 経理部長 清 水 一 義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、2024年4月10日付で、株式会社オービス総研より控訴が提起され、2024年10月28日付で控訴状の送達を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該控訴が提起された裁判所及び年月日等

裁判所	東京高等裁判所
控訴提起日	2024年4月10日
控訴状送達日	2024年10月28日

### (2) 当該控訴を提起した者（原告）の名称、住所及び代表者の氏名

名 称	株式会社オービス総研
所 在 地	大阪府大阪市西区千代崎3丁目南2番37号
代表者の氏名	代表取締役社長 吉村 和彦

### (3) 当該控訴の内容及び請求金額

控訴の内容	損害賠償等請求控訴事件（判決のうち原告敗訴部分を取り消すことなどを求めるもの）
訴訟物の価額	30億5068万1965円

### (4) 控訴が提起されるに至った経緯

2024年3月29日付「当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、2024年3月27日に、前橋地方裁判所から当社の反訴請求における請求金額を全額認め、原告の本訴請求について請求額の1割程度を認容する判決の言い渡しを受けましたが、原告は、当該判決を一部不服として控訴を提起したものです。

なお、当社におきましても、既に判決の一部を不服として、控訴を提起しております。

### (5) 今後の見通し

当社といたしましては、控訴審において、当社の主張の正当性が全面的に認められるよう対応を行ってまいります。

なお、本件控訴に関して今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以 上